

第4編 介護保険

・後期高齢者医療

第1章 介護保険	157
第2章 後期高齢者医療	178

凡 例

- 1 各事業名横の（ ）書きは、事業開始年月、負担割合、6年度予算額、主管課を記載

第1章 介護保険

1 介護保険事業計画

「鹿児島市介護保険事業計画」は、本市の介護保険事業を円滑に実施するため本市の高齢者等の現状やニーズを踏まえ、要介護者等の人数や介護保険の給付対象となるサービスの種類、見込量や介護保険の事業費の見込みなどを内容とするものであり、「高齢者保健福祉計画」と共通する事項が多く、また連携して事業を行い、調和を保つ必要があることから「鹿児島市高齢者保健福祉・介護保険事業計画」として一体的に策定することとなっている。

なお、本計画は3年ごとに見直しを行うこととなっており、令和6年2月に6年度から8年度までを計画期間とする第9期計画を策定した。

2 介護保険制度概要（制度開始 平成12年4月）

加齢に伴って生ずる心身の変化に起因する疾病等により要介護状態となり、入浴、排せつ、食事等の介護、機能訓練並びに看護及び療養上の管理その他の医療を要する者等について、これらの者が尊厳を保持し、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な保健医療サービス及び福祉サービスに係る給付を行うため、国民の共同連帯の理念に基づき介護保険制度を設け、その行う保険給付等に関して必要な事項を定め、もって国民の保健医療の向上及び福祉の増進を図ることを目的とする。

(1) 被保険者

- ① 第1号被保険者・・・65歳以上の者
- ② 第2号被保険者・・・40歳以上65歳未満で医療保険に加入している者

(2) サービスの受給

要介護・要支援の認定を受け、その認定の状態区分により1ヵ月に利用できる限度額の範囲の中でサービスを受給する。

(3) 保険給付の内容

- ① 居宅（介護予防）サービス等
訪問介護、（介護予防）訪問入浴介護、（介護予防）訪問看護、（介護予防）訪問リハビリテーション、（介護予防）居宅療養管理指導、通所介護、（介護予防）通所リハビリテーション、（介護予防）短期入所生活介護、（介護予防）短期入所療養介護、（介護予防）特定施設入居者生活介護、（介護予防）福祉用具貸与、（介護予防）福祉用具購入費の支給、（介護予防）住宅改修費の支給、介護予防支援、居宅介護支援
- ② 施設サービス
介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院
- ③ 地域密着型（介護予防）サービス
定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、地域密着型通所介護、（介護予防）認知症対応型通所介護、（介護予防）小規模多機能型居宅介護、（介護予防）認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、看護小規模多機能型居宅介護
- ④ サービス費の支給
高額介護（予防）サービス費、高額医療合算介護（予防）サービス費、特定入所者介護（予防）サービス費

(4) 保険料

- ① 第1号被保険者の保険料は、保険者である市が決定し、徴収する。
- ② 第2号被保険者の保険料相当額は、医療保険の保険者が保険料（税）と一体のものとして決定し、徴収する。

(5) 自己負担

原則として、利用したサービスに係る費用の1割～3割を利用者が負担する。施設サービスを利用した場合は、他に食費及び居住費についても利用者が負担する。

3 要介護・要支援の認定

《目 的》

被保険者が保険給付を受けるために、介護を必要とする程度を認定する。

《概 要》

①被保険者の申請をうけて、②被保険者の心身の状況を訪問して調査するとともに、主治医から意見書を徴し、③調査結果及び主治医意見書に基づき介護認定審査会で審査・判定を行い、④審査・判定結果に基づき市が認定を行う。

《介護認定審査会審査判定状況》

(単位：件)

年 度	元年度	2 年度	3 年度	4 年度	5 年度
申請件数	29,063	28,783	29,655	28,776	25,208
審査判定	28,461	26,837	27,448	26,743	24,424

《要介護度別認定者数》

(各年度3月31日現在) (単位：人)

年度	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	合計
元	5,525	5,062	7,665	4,381	3,945	3,918	3,442	33,938
2	5,733	4,786	7,738	4,421	3,923	4,229	3,530	34,360
3	5,743	4,623	7,810	4,559	3,951	4,318	3,565	34,569
4	5,919	4,641	7,928	4,681	3,901	4,325	3,541	34,936
5	5,983	4,836	8,146	4,824	4,003	4,397	3,437	35,626

4 介護保険料の賦課・徴収

本市の介護保険サービスの財源とするため、第1号被保険者に介護保険料を賦課し、徴収する。

(1) 保険料

所得段階	対象者及び保険料の計算方法	保険料（年額）			
		12年度	13年度	14年度	15～17年度
第1段階	老齢福祉年金受給者で世帯全員が市町村民税非課税の人または生活保護受給者 (基準額×0.5)	4,800円	14,600円	19,500円	22,600円
第2段階	世帯全員が市町村民税非課税の人 (基準額×0.75)	7,200円	21,900円	29,200円	33,900円
第3段階	世帯内に市町村民税課税の人がいるが、 本人は市町村民税非課税の人 (基準額×1)	9,700円	29,200円	39,000円	45,300円
第4段階	本人が市町村民税課税で合計所得金額が (*)200万円未満の人 (基準額×1.25)	12,100円	36,500円	48,700円	56,600円
第5段階	本人が市町村民税課税で合計所得金額が (*)200万円以上の人 (基準額×1.5)	14,500円	43,800円	58,500円	67,900円

* 但し、12～14年度は合計所得金額が250万円

所得段階	対象者及び保険料の計算方法	保険料（年額）	
		18～20年度	21～23年度
第1段階	老齢福祉年金受給者で世帯全員が市町村民税非課税の人または生活保護受給者 (基準額×0.5)	24,400円	24,400円
第2段階	世帯全員が市町村民税非課税で本人の 課税年金収入額と合計所得金額の合計が 80万円以下の人 (基準額×0.5)	24,400円	24,400円
第3段階	世帯全員が市町村民税非課税で第2段階 対象者以外の人 (基準額×0.75)	36,600円	36,600円
第4段階	世帯内には市町村民税課税の人がいるが、 本人は市町村民税非課税の人 (基準額×1)	48,800円	48,800円
第5段階	本人が市町村民税課税で合計所得金額が 200万円未満の人 (基準額×1.25)	61,000円	61,000円
第6段階	本人が市町村民税課税で合計所得金額が (*)200万円以上400万円未満の人 (基準額×1.5)	73,200円	73,200円
第7段階	本人が市町村民税課税で合計所得金額が 400万円以上の人 (基準額×1.75)	———	85,400円

* 但し、18～20年度は合計所得金額が200万円以上の人

所得段階	対象者及び保険料の計算方法	保険料（年額）
		24～26 年度
第 1 段階	老齢福祉年金受給者で世帯全員が市町村民税非課税の人または生活保護受給者等 （基準額× 0.5）	29,200 円
第 2 段階	世帯全員が市町村民税非課税で本人の課税年金収入額と合計所得金額の合計が 80 万円以下の人（基準額× 0.5）	29,200 円
第 3 段階	世帯全員が市町村民税非課税で第 2 段階対象者以外の人 （基準額× 0.75）	43,800 円
第 4 段階	世帯内には市町村民税課税の人がいるが、本人は市町村民税非課税の人 （基準額× 1）	58,400 円
第 5 段階	本人が市町村民税課税で合計所得金額が 125 万円未満の人 （基準額×1.25）	73,000 円
第 6 段階	本人が市町村民税課税で合計所得金額が 125 万円以上 200 万円未満の人 （基準額× 1.3）	76,000 円
第 7 段階	本人が市町村民税課税で合計所得金額が 200 万円以上 400 万円未満の人 （基準額× 1.58）	92,300 円
第 8 段階	本人が市町村民税課税で合計所得金額が 400 万円以上 600 万円未満の人 （基準額× 1.85）	108,100 円
第 9 段階	本人が市町村民税課税で合計所得金額が 600 万円以上の人 （基準額× 2）	116,800 円

所得段階	対象者及び保険料の計算方法	保険料（年額）
		27～29 年度
第 1 段階	・ 本人が生活保護受給者、中国残留邦人等支援給付受給者の人 ・ 世帯全員が市町村民税非課税で、老齢福祉年金受給者又は本人の課税年金収入額 と合計所得金額の合計が 80 万円以下の人（基準額×0.45）	31,200 円
第 2 段階	世帯全員が市町村民税非課税で、本人の課税年金収入額と合計所得金額の合計が 120 万円以下で、第 1 段階対象者以外の人（基準額× 0.75）	51,900 円
第 3 段階	世帯全員が市町村民税非課税で、第 1 段階及び第 2 段階の対象者以外の人 （基準額×0.75）	51,900 円
第 4 段階	世帯内に市町村民税課税の人がいるが、本人は市町村民税非課税で、課税年金収 入額と合計所得金額の合計が 80 万円以下の人（基準額× 0.9）	62,300 円
第 5 段階	世帯内に市町村民税課税の人がいるが、本人は市町村民税非課税で、第 4 段階対 象者以外の人（基準額× 1）	69,200 円
第 6 段階	本人が市町村民税課税で、合計所得金額が 125 万円未満の人 （基準額× 1.25）	86,500 円
第 7 段階	本人が市町村民税課税で、合計所得金額が 125 万円以上 200 万円未満の人 （基準額× 1.3）	90,000 円
第 8 段階	本人が市町村民税課税で、合計所得金額が 200 万円以上 400 万円未満の人 （基準額×1.58）	109,400 円
第 9 段階	本人が市町村民税課税で、合計所得金額が 400 万円以上 600 万円未満の人 （基準額× 1.85）	128,100 円
第 10 段階	本人が市町村民税課税で、合計所得金額が 600 万円以上 800 万円未満の人 （基準額× 2）	138,400 円
第 11 段階	本人が市町村民税課税で、合計所得金額が 800 万円以上 1,000 万円未満の人 （基準額×2.1）	145,400 円
第 12 段階	本人が市町村民税課税で、合計所得金額が 1,000 万円以上の人 （基準額×2.2）	152,300 円

所得段階	対象者及び保険料の計算方法	保険料（年額）		
		30 年度	令和元年度	令和 2 年度
第 1 段階	・ 本人が生活保護受給者、中国残留邦人等支援給付受給者の人 ・ 世帯全員が市町村民税非課税で、老齢福祉年金受給者又は本人の課税年金収入額と合計所得金額の合計から年金収入に係る所得を控除した額が 80 万円以下の人	33,800 円 (基準額× 0.45)	28,200 円 (基準額× 0.376)	22,600 円 (基準額× 0.301)
第 2 段階	世帯全員が市町村民税非課税で、本人の課税年金収入額と合計所得金額の合計から年金収入に係る所得を控除した額が 120 万円以下で、第 1 段階対象者以外の人	56,200 円 (基準額× 0.75)	46,900 円 (基準額× 0.625)	37,500 円 (基準額× 0.5)
第 3 段階	世帯全員が市町村民税非課税で、第 1 段階及び第 2 段階の対象者以外の人	56,200 円 (基準額× 0.75)	54,400 円 (基準額× 0.725)	52,500 円 (基準額× 0.7)
第 4 段階	世帯内に市町村民税課税の人がいるが、本人は市町村民税非課税で、課税年金収入額と合計所得金額の合計から年金収入に係る所得を控除した額が 80 万円以下の人 (基準額× 0.9)	67,500 円	67,500 円	67,500 円
第 5 段階	世帯内に市町村民税課税の人がいるが、本人は市町村民税非課税で、第 4 段階対象者以外の人 (基準額× 1)	74,900 円	74,900 円	74,900 円
第 6 段階	本人が市町村民税課税で、合計所得金額が 125 万円未満の人 (基準額×1.25)	93,700 円	93,700 円	93,700 円
第 7 段階	本人が市町村民税課税で、合計所得金額が 125 万円以上 200 万円未満の人 (基準額× 1.3)	97,400 円	97,400 円	97,400 円
第 8 段階	本人が市町村民税課税で、合計所得金額が 200 万円以上 400 万円未満の人 (基準額×1.58)	118,400 円	118,400 円	118,400 円
第 9 段階	本人が市町村民税課税で、合計所得金額が 400 万円以上 600 万円未満の人 (基準額×1.85)	138,600 円	138,600 円	138,600 円
第 10 段階	本人が市町村民税課税で、合計所得金額が 600 万円以上 800 万円未満の人 (基準額× 2)	149,800 円	149,800 円	149,800 円
第 11 段階	本人が市町村民税課税で、合計所得金額が 800 万円以上 1,000 万円未満の人 (基準額× 2.1)	157,300 円	157,300 円	157,300 円
第 12 段階	本人が市町村民税課税で、合計所得金額が 1,000 万円以上の人 (基準額× 2.2)	164,800 円	164,800 円	164,800 円

所得段階	対象者及び保険料の計算方法	保険料（年額）
		令和3～5年度
第1段階	・ 本人が生活保護受給者、中国残留邦人等支援給付受給者の人 ・ 世帯全員が市町村民税非課税で、老齢福祉年金受給者又は本人の課税年金収入額と公的年金等に係る雑所得を除いた合計所得金額の合計が80万円以下の人 （基準額×0.301）	22,600円
第2段階	世帯全員が市町村民税非課税で、課税年金収入額と公的年金等に係る雑所得を除いた合計所得金額の合計が80万円超120万円以下の人 （基準額×0.5）	37,500円
第3段階	世帯全員が市町村民税非課税で、課税年金収入額と公的年金等に係る雑所得を除いた合計所得金額の合計が120万円を超える人 （基準額×0.7）	52,500円
第4段階	世帯内に市町村民税課税の人がいるが、本人は市町村民税非課税で、課税年金収入額と公的年金等に係る雑所得を除いた合計所得金額の合計が80万円以下の人 （基準額×0.9）	67,500円
第5段階	世帯内に市町村民税課税の人がいるが、本人は市町村民税非課税で、第4段階対象者以外の人 （基準額×1）	74,900円
第6段階	本人が市町村民税課税で、合計所得金額が125万円未満の人 （基準額×1.25）	93,700円
第7段階	本人が市町村民税課税で、合計所得金額が125万円以上210万円未満の人 （基準額×1.3）	97,400円
第8段階	本人が市町村民税課税で、合計所得金額が210万円以上320万円未満の人 （基準額×1.5）	112,400円
第9段階	本人が市町村民税課税で、合計所得金額が320万円以上400万円未満の人 （基準額×1.7）	127,400円
第10段階	本人が市町村民税課税で、合計所得金額が400万円以上600万円未満の人 （基準額×1.85）	138,600円
第11段階	本人が市町村民税課税で、合計所得金額が600万円以上800万円未満の人 （基準額×2）	149,800円
第12段階	本人が市町村民税課税で、合計所得金額が800万円以上1,000万円未満の人 （基準額×2.1）	157,300円
第13段階	本人が市町村民税課税で、合計所得金額が1,000万円以上の人 （基準額×2.2）	164,800円

所得段階	対象者及び保険料の計算方法	保険料（年額）
		令和6～8年度
第1段階	・ 本人が生活保護受給者、中国残留邦人等支援給付受給者の人 ・ 世帯全員が市町村民税非課税で、老齢福祉年金受給者又は本人の課税年金収入額と公的年金等に係る雑所得を除いた合計所得金額の合計が80万円以下の人 （基準額×0.285）	21,400円
第2段階	世帯全員が市町村民税非課税で、課税年金収入額と公的年金等に係る雑所得を除いた合計所得金額の合計が80万円超120万円以下の人 （基準額×0.486）	36,500円
第3段階	世帯全員が市町村民税非課税で、課税年金収入額と公的年金等に係る雑所得を除いた合計所得金額の合計が120万円を超える人 （基準額×0.685）	51,400円
第4段階	世帯内に市町村民税課税の人がいるが、本人は市町村民税非課税で、課税年金収入額と公的年金等に係る雑所得を除いた合計所得金額の合計が80万円以下の人 （基準額×0.9）	67,500円
第5段階	世帯内に市町村民税課税の人がいるが、本人は市町村民税非課税で、第4段階対象者以外の人 （基準額×1）	74,900円
第6段階	本人が市町村民税課税で、合計所得金額が125万円未満の人 （基準額×1.2）	89,900円
第7段階	本人が市町村民税課税で、合計所得金額が125万円以上210万円未満の人 （基準額×1.3）	97,400円
第8段階	本人が市町村民税課税で、合計所得金額が210万円以上320万円未満の人 （基準額×1.5）	112,400円
第9段階	本人が市町村民税課税で、合計所得金額が320万円以上420万円未満の人 （基準額×1.7）	127,400円
第10段階	本人が市町村民税課税で、合計所得金額が420万円以上520万円未満の人 （基準額×1.9）	142,400円
第11段階	本人が市町村民税課税で、合計所得金額が520万円以上620万円未満の人 （基準額×2.0）	149,800円
第12段階	本人が市町村民税課税で、合計所得金額が620万円以上720万円未満の人 （基準額×2.1）	157,300円
第13段階	本人が市町村民税課税で、合計所得金額が720万円以上800万円未満の人 （基準額×2.2）	164,800円
第14段階	本人が市町村民税課税で、合計所得金額が800万円以上1,000万円未満の人 （基準額×2.3）	172,300円
第15段階	本人が市町村民税課税で、合計所得金額が1,000万円以上の人 （基準額×2.4）	179,800円

(2) 賦課状況

所得段階区分	令和3年度調定額(円)			令和3年度調定に係る被保険者数(人)		
	特別徴収	普通徴収	計	特別徴収	普通徴収	計
第1段階	669,290,600	134,268,000	803,558,600	31,570	7,862	39,432
第2段階	679,368,200	22,751,900	702,120,100	18,883	1,114	19,997
第3段階	827,673,400	28,927,800	856,601,200	16,564	1,028	17,592
第4段階	916,213,100	151,708,800	1,067,921,900	13,979	3,310	17,289
第5段階	1,298,205,800	24,944,300	1,323,150,100	17,669	567	18,236
第6段階	1,858,481,400	197,315,100	2,055,796,500	20,413	3,140	23,553
第7段階	1,992,219,900	166,892,500	2,159,112,400	21,152	2,665	23,817
第8段階	945,684,700	121,808,400	1,067,493,100	8,682	1,730	10,412
第9段階	340,914,300	42,936,000	383,850,300	2,737	512	3,249
第10段階	349,111,800	58,646,200	407,758,000	2,579	611	3,190
第11段階	130,451,400	29,191,300	159,642,700	893	275	1,168
第12段階	74,655,700	21,002,400	95,658,100	489	204	693
第13段階	255,370,500	69,235,600	324,606,100	1,599	545	2,144
計	10,337,640,800	1,069,628,300	11,407,269,100	157,209	23,563	180,772

所得段階区分	令和4年度調定額(円)			令和4年度調定に係る被保険者数(人)		
	特別徴収	普通徴収	計	特別徴収	普通徴収	計
第1段階	664,256,600	133,014,400	797,271,000	31,578	7,653	39,231
第2段階	706,762,400	23,275,300	730,037,700	19,758	1,117	20,875
第3段階	855,844,900	28,179,500	884,024,400	17,194	1,008	18,202
第4段階	879,972,900	145,162,300	1,025,135,200	13,447	3,164	16,611
第5段階	1,326,680,700	22,984,400	1,349,665,100	18,006	522	18,528
第6段階	1,917,914,100	195,032,800	2,112,946,900	21,090	3,044	24,134
第7段階	1,979,651,300	166,785,700	2,146,437,000	21,097	2,687	23,784
第8段階	956,350,000	127,702,400	1,084,052,400	8,760	1,738	10,498
第9段階	348,592,400	49,132,700	397,725,100	2,801	566	3,367
第10段階	356,988,200	66,370,100	423,358,300	2,641	684	3,325
第11段階	133,551,400	32,096,600	165,648,000	917	291	1,208
第12段階	82,254,000	21,558,500	103,812,500	541	186	727
第13段階	260,599,900	81,316,900	341,916,800	1,630	615	2,245
計	10,469,418,800	1,092,611,600	11,562,030,400	159,460	23,275	182,735

所得段階区分	令和5年度調定額(円)			令和5年度調定に係る被保険者数(人)		
	特別徴収	普通徴収	計	特別徴収	普通徴収	計
第1段階	665,143,300	129,771,400	794,914,700	31,473	7,487	38,960
第2段階	734,159,600	20,482,000	754,641,600	20,470	1,051	21,521
第3段階	886,647,800	23,245,100	909,892,900	17,756	931	18,687
第4段階	853,458,800	142,292,300	995,751,100	13,024	3,105	16,129
第5段階	1,328,658,800	19,920,700	1,348,579,500	18,059	474	18,533
第6段階	1,973,308,300	189,927,200	2,163,235,500	21,639	3,019	24,658
第7段階	1,976,813,400	162,661,100	2,139,474,500	20,984	2,621	23,605
第8段階	962,545,800	140,893,200	1,103,439,000	8,818	1,935	10,753
第9段階	354,090,300	61,935,700	416,026,000	2,844	712	3,556
第10段階	364,373,400	77,915,600	442,289,000	2,701	760	3,461
第11段階	134,381,700	35,321,900	169,703,600	917	324	1,241
第12段階	77,243,600	23,566,300	100,809,900	506	203	709
第13段階	260,973,300	86,806,400	347,779,700	1,625	658	2,283
計	10,571,798,100	1,114,738,900	11,686,537,000	160,816	23,280	184,096

※令和4年度「かごしま市の保健と福祉」から、調定に係る被保険者数に変更している。

(3) 徴収時期等

- ① 特別徴収 年金支給月（偶数月で年6回）に年金保険者が徴収し、翌月10日までに納入する。
- ② 普通徴収 6月から翌年3月までの10期に分けて納付書又は口座振替で納付する。

(4) 介護保険指導員

介護保険料の納付指導や収納等を行う介護保険指導員を配置

(5) 収納状況

		元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
収納額 (円)	特別徴収	10,320,972,100	10,182,775,300	10,337,640,800	10,469,418,800	10,571,798,100
	普通徴収	924,674,530	944,424,500	960,568,500	992,109,950	1,034,369,800
	合 計	11,245,646,630	11,127,199,800	11,298,209,300	11,461,528,750	11,606,167,900
収納率 (%)	特別徴収	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
	普通徴収	86.3	88.9	89.8	90.8	92.7
	合 計	98.7	98.9	99.0	99.1	99.3

5 保 険 給 付

要介護認定・要支援認定を受けた被保険者が利用した必要な介護（予防）サービスに対し保険給付を行う。

(1) 在宅サービス

サービス区分	単位	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
訪問介護	日	605,600	630,684	661,692	680,699	678,808
訪問入浴介護	日	11,051	10,919	11,325	10,142	9,973
訪問看護	日	156,905	174,196	184,953	199,279	220,004
訪問リハビリテーション	日	122,398	123,448	133,394	133,032	141,335
通所介護	日	641,374	648,962	639,783	625,091	646,238
通所リハビリテーション	日	511,770	500,621	499,894	484,463	500,488
短期入所生活介護	日	116,365	111,059	110,269	102,105	102,084
短期入所療養介護	日	14,387	11,772	11,086	9,112	11,145
特定施設入居者生活介護	件	5,985	6,192	6,246	6,263	6,078
居宅療養管理指導	日	184,194	198,872	218,241	239,399	264,154
福祉用具貸与	件	130,179	136,980	144,196	150,444	155,600
福祉用具購入費の支給	件	3,355	3,567	3,624	3,577	3,290
住宅改修費の支給	件	2,994	2,854	2,970	2,738	2,779
居宅介護支援	件	193,279	197,693	203,700	207,922	213,651
認知症対応型通所介護	日	42,436	36,110	34,876	35,421	33,897
認知症対応型共同生活介護	件	23,357	23,884	24,061	23,786	24,155
小規模多機能型居宅介護	件	6,912	7,181	7,047	6,534	5,882
地域密着型特定施設入居者生活介護	件	969	987	979	961	965
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	件	1,818	1,805	1,772	1,677	1,693
夜間対応型訪問介護	件	79	0	0	0	0
認知症対応型共同生活介護（短期利用）	件	12	8	7	18	4
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	件	5,105	5,569	5,774	6,695	8,074
看護小規模多機能型居宅介護	件	1,937	1,996	2,191	2,570	2,495
地域密着型通所介護	日	433,229	448,863	449,962	465,575	473,663

(2) 施設サービス

(単位:件、人)

サービス区分	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
介護老人福祉施設 (1月平均入所者概数)	27,876 (2,323)	28,866 (2,406)	29,091 (2,424)	29,152 (2,429)	29,333 (2,444)
介護老人保健施設 (1月平均入所者概数)	15,919 (1,327)	15,705 (1,309)	14,292 (1,244)	14,412 (1,201)	14,592 (1,216)
介護療養型医療施設 (1月平均入院者概数)	1,166 (97)	774 (65)	353 (29)	11 (1)	4 (0)
介護医療院 (1月平均入院者概数)	792 (66)	2,350 (196)	2,449 (204)	2,548 (212)	2,599 (217)

(3) 高額介護（予防）サービス費

自己負担が高額の人に対し、市町村民税の賦課の状況等によって定まる一定額を超える額を償還する。

区 分	元年度	2 年度	3 年度	4 年度	5 年度
件 数 (件)	110,533	114,863	117,543	116,859	118,167
給 付 額 (円)	1,289,642,599	1,390,585,530	1,402,367,758	1,376,200,036	1,434,583,160

(4) 高額医療合算介護（予防）サービス費

1 年間の介護保険と医療保険における自己負担の合算額が著しく高額になる場合に、市町村民税の賦課の状況等によって定まる一定額を超える額を償還する。

区 分	元年度	2 年度	3 年度	4 年度	5 年度
件 数 (件)	6,553	6,670	6,774	7,184	6,985
給 付 額 (円)	208,148,558	213,695,415	218,508,762	226,046,656	223,481,053

6 地域支援事業

(1) 介護予防・日常生活支援総合事業（国 25%、県 12.5%、市 12.5%、支払基金 27%、介護保険料 23%、

介護保険特別会計：1,513,612 千円、一般会計：42,638 千円）

① 介護予防・生活支援サービス事業

要支援者や事業対象者（生活機能の低下がみられる人）を対象に、多様なニーズに対応したサービスを提供し、高齢者の自立支援と介護予防を推進する。

サービス区分	単位	元年度	2 年度	3 年度	4 年度	5 年度
訪問型サービス	件	30,437	29,734	29,169	29,305	28,854
	円	465,629,946	469,225,023	458,799,850	444,857,343	446,302,692
通所型サービス	件	64,938	66,117	64,161	63,587	66,199
	円	959,798,054	899,139,655	863,059,908	833,289,724	867,889,049
介護予防ケアマネジメント	件	38,532	36,430	33,902	32,492	32,132
	円	169,217,866	160,063,560	151,694,733	145,868,955	143,982,525
高額介護サービス費相当	件	1,063	963	2,001	1,364	1,235
	円	5,018,980	5,246,363	8,134,889	6,175,819	6,260,914

ア 短期集中運動型サービス検討事業（長寿あんしん課）

《事業内容》

要支援者等の自立支援や重度化防止を目的とするリハビリテーション提供体制の充実や社会参加の促進を図るため、短期集中運動型サービスの実施に向けた具体的な検討を行う。

② 一般介護予防事業

ア シニア世代のヘルスプロモーション事業（平成 29 年度、保健予防課）

《事業内容》

- ・高齢者に対して、介護予防、生活習慣病予防の啓発のための健康教育、健康相談を実施する。
- ・介護予防のうねりを起こす会の開催
- ・らくらく体操及び鹿児島よかよか体操講習会の開催

※令和 3 年度から「地域で介護予防を展開するための連携推進事業」の一部を移行

※令和 3 年度から「すこやか長寿健康支援事業」へ一部を移行

《実施状況》

(単位：回、人)

年 度		元年度	2 年度	3 年度	4 年度	5 年度
健康教育	実 施 回 数	1,264	1,188	130	122	103
	参加延人数	23,708	18,809	2,950	2,448	2,520
健康相談	実 施 回 数	527	479	185	172	172
	参加延人数	7,673	5,858	1,602	1,604	1,453
介護予防のうねりを 起こす会	実 施 回 数	2	2	2	2	2
	参加延人数	67	68	64	65	61
らくらく体操及び鹿児島 島よかよか体操講習会	実 施 回 数	1	中止	中止	1	1
	参加延人数	403	—	—	112	192

イ 高齢者のしおり作成事業（長寿支援課）

《事業内容》

介護予防についての知識、保健福祉サービスに関する施策及び介護予防のポイントなどを掲載した冊子を作成する。

ウ お達者クラブ運営支援事業（平成 12 年度、保健予防課）

《事業内容》

介護を要する状態になることを予防するため、地域の公民館等で、体操や健康講座、創作活動などを行う。

《実施状況》

(単位：箇所、回、人)

年 度	元年度	2 年度	3 年度	4 年度	5 年度
実 施 箇 所 数	221	216	205	195	186
回 数	4,801	4,042	3,807	4,631	4,464
参 加 者 実 人 数	5,530	4,874	4,735	4,257	4,008
参 加 者 延 人 数	84,514	63,367	59,638	67,086	68,573

エ 健康づくり推進員支援事業（平成 12 年度、保健予防課）

《事業内容》

お達者クラブの運営等を行う健康づくり推進員の養成及び健康づくり推進員協議会の支援を行う。

《実施状況》

健康づくり推進員養成講座

(単位：回、人)

年 度	元年度	2 年度	3 年度	4 年度	5 年度
回 数	4	4	4	4	4
実 人 数	45	32	38	25	37
修 了 人 数	45	32	38	25	37

健康づくり推進員活動状況

(単位：人、回)

年 度	元年度	2 年度	3 年度	4 年度	5 年度
活動した推進員数		417	416	391	370
お達者クラブ に関する活動	お達者クラブでの活動回数	8,451	7,255	6,479	8,207
	事前準備等の活動回数	19,072	15,995	14,494	17,993
	参加呼びかけ（延人数）	13,984	23,038	21,383	13,882
				11,695	

健康づくり推進員研修会・連絡会

(単位：回、人)

年 度	元年度	2 年度	3 年度	4 年度	5 年度
回 数	96	76	77	73	76
参 加 者 数	1,827	1,355	1,169	1,264	1,324

オ 高齢者料理教室支援事業（平成 20 年度、保健予防課）

《事業内容》

高齢者が低栄養状態に陥ることの予防を図るため、食生活改善推進員が実施する高齢者を対象とする料理教室を支援する。

料理教室等開催状況

（単位：回、人）

年 度	元年度	2 年度	3 年度	4 年度	5 年度
回 数	218	143	143	220	271
参 加 者 数	2, 295	1, 056	1, 298	2, 133	2, 906

※令和 4 年度から講話を含む

カ 心をつなぐともしびグループ活動推進事業（長寿支援課）【再掲：第 3 章 高齢者の福祉】

《事業内容》

地域において、声かけ等を行っているともしびグループの活動を支援する。

キ 高齢者いきいきポイント推進事業（長寿あんしん課）

《事業内容》

高齢者が行う市社会福祉協議会で募集、管理するボランティア活動等や障害福祉サービス事業所等でのボランティア活動や健康診査の受診に対して換金等が可能なポイントを付与することで、高齢者の生きがいづくりや介護予防を推進する。

《実施状況》

（単位：人）

	元年度	2 年度	3 年度	4 年度	5 年度
いきいき高齢者登録者数	1, 338	1, 354	1, 337	1, 286	1, 225

ク よかよか元気クラブ活動支援事業（平成 28 年度、保健予防課）

《事業内容》

誰もが参加できる介護予防活動の地域展開を目指し、鹿児島よかよか体操やらくらく体操を中心とした活動を推進する。

- ・よかよか元気クラブ（住民主体の通いの場）の普及・拡大
- ・よかよか元気クラブサポーター研修会（2 回 448 人）

《実施状況》

（単位：箇所）

年 度	元年度	2 年度	3 年度	4 年度	5 年度
よかよか元気クラブ数	134	178	199	223	242

ケ 地域リハビリテーション活動支援事業（平成 29 年度、保健予防課）

《事業内容》

よかよか元気クラブ等へリハビリ専門職等を派遣し、介護予防の取組を総合的に支援する。

《実施回数》 871 回

コ 一般介護予防（口腔・栄養・運動）複合教室事業（平成 30 年度、保健予防課）

《事業内容》

高齢期の疾病予防・介護予防等を推進するため、口腔機能向上・栄養改善・運動器機能向上を一体化した複合型教室を実施する。

（単位：箇所、人）

年 度	元年度	2 年度	3 年度	4 年度	5 年度
実 施 箇 所 数	3	※ 3	4	4	4
実 人 数	25	44	50	36	63
延 人 数	78	148	175	131	209

※4 箇所の予定だったが、新型コロナウイルス感染症感染拡大防止のため 1 箇所中止

(2) 包括的支援事業（国 38.5%、県 19.25%、市 19.25%、介護保険料 23%、介護保険特別会計：49,004 千円、一般会計：726,463 千円）

① 地域包括支援センター運営事業（長寿あんしん課）

《事業内容》

高齢者の介護予防や自立支援のための総合相談支援業務等を行うとともに、地域共生社会の実現に向けて、障害分野や児童分野など他分野との連携を図る。

《実施状況》

（単位：件、回）

区 分			元年度	2 年度	3 年度	4 年度	5 年度
介護予防ケアマネジメント業務	介護予防相談等	介護予防相談関係	7,593	8,582	10,648	13,110	12,839
		第1号介護予防支援関係	3,855	4,254	3,826	3,192	2,908
		指定介護予防支援関係	161,994	174,811	178,497	174,738	174,389
	第1号介護予防支援事業ケアプラン作成数		38,721	36,570	34,178	32,727	32,313
総合相談支援業務	高齢者福祉関係		8,352	9,085	9,483	9,894	9,887
	介護保険関係		33,704	35,508	34,171	36,260	33,438
	保健、医療関係		12,257	16,695	16,921	18,122	15,447
	その他		16,580	19,532	20,241	19,562	18,107
権利擁護業務	権利擁護相談等		4,793	5,570	6,304	6,090	5,294
包括的・継続的ケアマネジメント支援業務	地域の介護支援専門員等への相談支援(再掲)		12,420	14,871	15,815	16,819	15,945
	地域ケア会議開催回数		189	210	200	186	188
	ケースカンファレンス開催回数(再掲)		35	45	40	23	30
	事例研究会・勉強会開催回数		256	219	190	196	185
	居宅介護支援事業所等開催会議への出席回数		302	128	107	233	190

《5 年度 センターごとの実施状況》

（単位：件、回）

区 分			中央	上町	鴨池北	鴨池南	城西	武・田上	谷山北	谷山中央	谷山南
介護予防ケアマネジメント業務	介護予防相談等	介護予防相談関係	169	823	759	978	1,298	1,634	1,025	847	918
		第1号介護予防支援関係	106	148	85	129	151	159	461	359	174
		指定介護予防支援関係	11,159	10,767	13,893	14,474	11,410	12,829	17,838	14,434	12,016
	第1号介護予防支援事業ケアプラン作成数		2,031	1,932	2,585	2,841	2,613	2,785	2,147	2,623	2,394
総合相談支援業務	高齢者福祉関係		808	703	559	785	683	742	535	728	651
	介護保険関係		2,900	1,495	2,543	2,138	1,915	3,046	1,963	2,410	3,004
	保健、医療関係		924	647	794	1,009	844	1,522	2,189	975	1,408
	その他		446	1,874	1,076	755	1,836	2,347	1,166	1,324	1,022
権利擁護業務	権利擁護相談等		128	276	163	340	404	590	507	444	361
包括的・継続的ケアマネジメント支援業務	地域の介護支援専門員等への相談支援(再掲)		539	891	1,020	1,027	1,036	1,922	1,291	1,132	1,279
	地域ケア会議開催回数		11	11	11	12	14	11	13	12	11
	ケースカンファレンス開催回数(再掲)		2	2	2	3	3	2	4	3	2
	事例研究会・勉強会開催回数		12	6	2	8	14	14	13	7	11

	居宅介護支援事業所等開催会議への出席回数	6	11	11	4	7	10	17	9	9
--	----------------------	---	----	----	---	---	----	----	---	---

区 分			伊敷台	西伊敷	吉野	桜島	吉田	郡山	松元	喜入	本部
介護予防ケアマネジメント業務	介護予防相談等	介護予防相談関係	1,107	1,165	1,065	153	188	216	213	264	17
		第1号介護予防支援関係	98	125	326	3	281	0	266	37	0
		指定介護予防支援関係	9,405	12,502	15,443	2,495	5,085	1,987	3,931	4,721	0
	第1号介護予防支援事業ケアプラン作成数		2,323	2,244	3,094	71	888	503	649	590	0
総合相談支援業務	高齢者福祉関係		878	621	683	257	318	192	365	378	1
	介護保険関係		2,238	2,501	3,522	285	1,277	499	1,017	644	41
	保健、医療関係		835	961	1,657	137	473	207	511	340	14
	その他		947	1,312	1,597	332	672	160	838	375	28
権利擁護業務	権利擁護相談等		257	726	351	133	265	58	130	156	5
包括的・継続的ケアマネジメント支援業務	地域の介護支援専門員等への相談支援(再掲)		872	1,380	1,531	186	674	243	440	465	17
	地域ケア会議開催回数		13	12	11	7	10	8	9	9	3
	ケースカンファレンス開催回数(再掲)		2	3	0	0	1	0	0	1	0
	事例研究会・勉強会開催回数		5	6	2	6	6	11	2	13	47
	居宅介護支援事業所等開催会議への出席回数		6	14	8	2	5	5	3	11	52

② 認知症施策推進事業（認知症支援室）

《事業内容》

認知症の方が住み慣れた地域で生活を継続することができるよう、国の示した「認知症施策推進大綱」に基づく各種取組を実施する。

《事業実績》

ア 認知症地域支援推進員及び嘱託医の配置

a 地域において認知症の方を支援する関係者の連携を図るための取組

推進員による関係機関への訪問、会議出席 214 件（内訳：介護施設 113、医療機関 16、その他 85）

b 病院・介護保険施設等での認知症対応力向上を図るための支援事業（助言者：嘱託医）

事例検討会（対象：認知症対応型共同生活介護） 2 回実施

c 認知症ケアに携わる多職種協働のための研修事業（講師：嘱託医）

多職種協働研修会（WEB 開催） 令和 6 年 2 月 13 日（火）～27 日（火） 1,220 人視聴

イ 認知症介護の電話相談の設置

（単位：件）

	元年度	2 年度	3 年度	4 年度	5 年度
相談件数（月～金）	143	141	232	155	180

③ 認知症初期集中支援推進事業（認知症支援室）

《事業内容》

認知症の方が住み慣れた地域で生活を継続することができるよう、認知症の人やその家族に早期に関わる「認知症初期集中支援チーム」を地域包括支援センターに配置し、早期診断・対応に向けた支援を行う。

《事業実績》

（単位：人）

	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
訪問支援対象者	60	70	59	53	48

④ 生活支援体制整備事業（長寿あんしん課）

《事業内容》

地域包括支援センターに配置する生活支援コーディネーターを増員し、生活支援の担い手の養成や地域のニーズと地域資源のマッチングの強化など、地域の多様な関係者等による支援体制の充実を図る。

6年度 生活支援コーディネーターの配置：7人

《事業実績》

（単位：人）

	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
生活支援コーディネーターの配置	4	4	4	4	4

⑤ 在宅医療と介護の連携推進事業（長寿あんしん課）

《事業内容》

在宅医療・介護の連携推進協議会等の開催による医療機関と介護事業所等の連携を推進するとともに、入院支援ルールの運用、評価を行う。また、市医師会への委託により、在宅医療・介護資源マップ等を作成・活用するほか、関係者からの相談対応も行う在宅医療・介護連携支援センターの運営を行う。

《実施状況》

ア 協議会の開催

イ 在宅医療・介護の従事者向け研修会（多職種連携会議）

第1回 令和5年12月20日（水） 136人参加

第2回 令和6年1月12日（金） 73人参加

第3回 令和6年2月14日（水） 8人参加

ウ 市民向け講演会 令和5年12月9日（土） 131人参加

⑥ チームオレンジ設置運営支援事業（認知症支援室）

《事業内容》

認知症になっても住み慣れた地域で自分らしく暮らすことができるように、認知症の方やその家族、サポーター等が一体となって、地域における交流や見守り支援などを行うボランティア団体を「チームオレンジ」として認定し、運営を支援する。（令和5年8月開始）

《事業実績》

（単位：箇所、回、人）

	5年度
認定チーム数	3
チームオレンジの活動回数	36
チームオレンジの参加人数	700

⑦ クイズで分かる認知症特設ページ作成事業（認知症支援室）

《事業内容》

認知症に関するクイズや気になる症状の選択等を通じて、適切な相談先の案内や支援事業の申請等に対応する特設ページ（かごしま市認知症おうえんナビ）を市ホームページ内に作成し、認知症の予防や早期発見等につなげる。

(3) 任意事業（国 38.5%、県 19.25%、市 19.25%、介護保険料 23%、61,960 千円）

① 介護給付適正化事業（介護保険課）

《事業内容》

利用者に適切なサービスを提供できる環境整備を図るために、ケアプランチェック、給付実績の通知（令和5年度まで実施）、講演会の開催等を行う。

《事業実績》

(単位：回、事業所、件)

		元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
ケアプランチェ ック	検討会開催回数	10	10	11	11	11
	指導事業所数	47	49	46	46	48
給付実績の通知 (年1回)	送付件数	23,358	26,759	26,900	27,088	27,500
講演会の開催 (年1回)	参加事業所数	441	285	273	405	430

② 家族介護講習会等開催事業（長寿支援課）【再掲：第3章 高齢者の福祉】

《事業内容》

介護を行っている者等を対象に家族介護講習会や家族介護交流会を実施する。

③ 家族介護慰労金支給事業（長寿支援課）【再掲：第3章 高齢者の福祉】

《事業内容》

家族介護を継続して支援するため、介護慰労金を支給する。

④ 高齢者見守り支援事業（認知症支援室）【再掲：第3章 高齢者の福祉】

《事業内容》

在宅の認知症高齢者等が行方不明になるのを防ぐために、位置情報サービス（GPS等）を利用する家族等に加入経費の一部を助成する。

⑤ 成年後見制度利用支援事業（認知症支援室）

《事業内容》

身寄りのない認知症高齢者等のため、審判の申立てのほか、後見人等報酬の助成を行う。

《事業実績》

(単位：件)

	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
申立件数	24	21	32	32	37
報酬助成件数	77	92	101	137	151

⑥ 住宅改修支援事業（介護保険課）

《事業内容》

住宅改修費の申請書に添付する理由書の作成業務について支援を行う。

《事業実績》

(単位：件、円)

	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
支給件数	137	167	156	160	123
支給額	274,000	334,000	312,000	320,000	246,000

⑦ 高齢者住宅生活援助員派遣事業（長寿支援課）

《事業内容》

市営住宅及び県営住宅のシルバーハウジングに、社会福祉法人から生活援助員を派遣し、入居者の在宅生活を支援する。

《事業実績》

(単位：箇所、戸)

	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
施設数	6	6	6	6	6
戸数	153	153	153	153	153

⑧ 介護サービス相談員派遣事業（介護保険課）

《事業内容》

介護サービス相談員が介護サービスの提供の場を訪問し、サービス利用者、家族等の話を聞き、利用者等の疑問や不満・不安等の解消を図り、介護サービスの質的な向上を図る。

《事業実績》

(単位：箇所)

	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
実施箇所	237	0	14	34	197

※ 新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、令和2年3月～令和3年11月及び令和4年2月～11月は活動を休止。

令和4年12月から再開(WE B面談を含む)。

⑨ 認知症オレンジサポーター養成事業（認知症支援室）

《事業内容》

認知症の人や家族を支援するため、認知症サポーター及び認知症等見守りメイトを養成するとともに、認知症介護教室を実施する。

《実施状況》

認知症サポーター養成講座

(単位：回、人)

	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
実施回数	128	64	70	65	111
養成数	4,939	1,693	2,075	1,757	3,097

認知症等見守りメイト登録者数

(単位：人)

	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
累計登録者数	700	728	745	756	793

認知症介護教室

(単位：回、人)

	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
実施回数	2	2	2	2	2
参加者数	77	44	71	100	90

⑩ 認知症あんしんサポート事業（認知症支援室）

《事業内容》

市LINE公式アカウントを活用し、認知症やその疑いにより行方不明者の情報を協力サポーター（情報提供協力者）に配信することで、行方不明者の早期発見につなげる。また、認知症に関する講座の開催情報等も配信し、地域の見守り活動への理解を深める。

《事業実績》

(単位：件、人)

	3年度	4年度	5年度
行方不明者の情報配信	0	4	9
講座等情報配信	1	7	5
協力サポーター数（累計）	822	2,561	5,342

7 低所得者対策

低所得者が介護サービスを利用しやすくするため、また、生活困窮者の救済のため、介護保険料の減額や利用者負担額の軽減を行う。

(1) 介護保険料の減額

所得段階が第2段階から第5段階で、収入や資産の状況が生活保護基準以下と認められる者の介護保険料を、申請により第1段階相当額に減額する。

(2) 介護保険施設入所者に係る減額

介護保険施設入所者（ショートステイを含む。）の食費・居住費（滞在費）を低所得者に対し減額する。

①令和2年度 (毎年3月末現在) (単位:人)

区 分 (利用者負担段階)		2年度	
		食 費	居住費 (滞在費)
第1段階	老齢福祉年金受給者で世帯全員が市町村民税非課税者または生活保護受給者	340	340
第2段階	世帯全員が市町村民税非課税であって合計所得金額(※)と課税年金収入額+非課税年金収入額の合計額が80万円以下の者	1,116	1,116
第3段階	世帯全員が市町村民税非課税であって利用者負担段階第2段階以外の者	3,298	3,298

※「合計所得金額」には「公的年金等に係る雑所得」を含まない(令和3年度以降についても同じ)

②令和3年度、令和4年度及び令和5年度 (毎年3月末現在) (単位:人)

区 分 (利用者負担段階)		3年度		4年度		5年度	
		食費	居住費 (滞在費)	食費	居住費 (滞在費)	食費	居住費 (滞在費)
第1段階	老齢福祉年金受給者で世帯全員が市町村民税非課税者または生活保護受給者	302	302	287	287	294	294
第2段階	世帯全員が市町村民税非課税であって合計所得金額と課税年金収入額+非課税年金収入額の合計額が80万円以下の者	1,002	1,002	920	920	901	902
第3段階①	世帯全員が市町村民税非課税であって合計所得金額と課税年金収入額+非課税年金収入額の合計額が80万円超え120万円以下の者	942	942	954	954	978	978
第3段階②	世帯全員が市町村民税非課税であって合計所得金額と課税年金収入額+非課税年金収入額の合計額が120万円超えの者	1,975	1,975	2,008	2,008	1,926	1,926

※制度改正により負担段階が変更されています

(3) 介護老人福祉施設の旧措置入所者に係る減額

介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)に平成12年3月31日以前に入所している者のうち、低所得者に対し、利用料及び食費・居住費の減額等を行う。

① 利用者負担 (毎年3月末現在) (単位:人)

区 分	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
免 除	1	0	0	0	0
減 額	2	2	1	0	0

② 介護老人福祉施設の旧措置入所者に係る食費・居住費の減額 (毎年3月末現在) (単位:人)

区 分 (利用者負担段階)		3年度		4年度		5年度	
		食 費	居住費 (滞在費)	食 費	居住費 (滞在費)	食 費	居住費 (滞在費)
第1段階	老齢福祉年金受給者で世帯全員が市町村民税非課税者または生活保護受給者	0	1	0	0	0	0
第2段階	世帯全員が市町村民税非課税であって合計所得金額+課税年金収入額が80万円以下の者	3	2	0	0	0	0
第3段階	世帯全員が市町村民税非課税であって利用者負担段階第2段階以外の者	1	1	0	0	0	0

(4) 障害者利用者支援措置 (県3/4市1/4、5千円、介護保険課)

障害者施策によるホームヘルプサービスを境界層該当として負担額のなかった者が、介護保険の訪問介護等

を利用した場合、利用者負担額を全額免除する。

(単位：人、円)

区 分	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
認定証発行者数	0	0	0	0	0
軽 減 額	0	0	0	0	0

(5) 訪問介護等利用者負担助成 (市単独、4,481千円、介護保険課)

65歳到達前に市の障害福祉サービスを利用していた者等が介護保険の訪問介護等を利用した場合、利用者負担額の1/2を助成する。

(単位：人、円)

区 分	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
認定証発行者数	179	184	173	167	164
軽 減 額	4,109,736	4,484,307	4,473,373	4,291,648	4,350,800

(6) 社会福祉法人等による軽減に対する補助 (県3/4 市1/4、5,806千円、介護保険課)

社会福祉法人等が市の認定した低所得者(市町村民税非課税世帯で一定要件を満たす者)に対して利用者負担額を軽減した場合、その社会福祉法人等に対して補助を行う。

(単位：人、円)

区 分	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
確認証発行者数	182	206	224	189	250
補 助 額	3,755,179	4,505,071	3,785,765	3,835,906	4,372,880

(7) 中山間地域等における利用者負担額軽減 (県3/4 市1/4、30千円、介護保険課)

中山間地域等の小規模事業所加算対象事業所(社会福祉法人等)が、市の認定した低所得者(市町村民税本人非課税の者)に対して、訪問介護サービスの利用者負担額を軽減した場合、その事業所に対して補助を行う。

(単位：人、円)

区 分	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
確認証発行者数	17	15	14	29	1
補 助 額	12,316	12,643	11,133	15,853	5,838

(8) 訪問サービス等利用者負担助成 (市単独、596千円、介護保険課)

市の認定した低所得者(市町村民税非課税世帯で一定要件を満たす者)が、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、通所リハビリテーション、短期入所療養介護及び福祉用具貸与のサービス(以上、介護予防を含む。)を利用した場合、利用者負担額を助成する。

(単位：人、円)

区 分	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
認定証発行者数	29	34	42	34	48
助 成 額	218,465	277,638	415,447	263,047	226,170

8 介護保険相談員の設置

介護保険相談員設置事業（市単独、17,370千円、介護保険課）

介護保険相談員を介護保険課並びに谷山、伊敷及び吉野の各支所の福祉担当窓口を設置し、介護保険や関連する保健、医療及び福祉に係る相談に応じる。

（単位：件）

	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
相談件数	12,784	13,325	12,713	12,604	14,806

9 介護施設ボランティアポイント事業（令和4年度、県162千円、市38千円、200千円、長寿あんしん課）

介護保険施設等でのボランティア活動に対し、換金等が可能なポイントを付与することで、市民の介護分野への関心や地域全体で高齢者を支える意識を高める。

（単位：人、件）

年 度	4年度	5年度
介護施設サポーター登録者数	1,350	1,383

10 介護人材確保支援事業（令和6年度、市単独、2,410千円、長寿あんしん課）

介護人材確保を支援するため、関係団体等と連携し、合同就職説明会や介護職場の魅力発信等にモデル的に取り組む。

《事業内容》

- ① 合同就職説明会
- ② 介護事業所経営力強化研修（令和5年度の介護事業所経営力強化研修事業を統合）
- ③ 「介護のお仕事」リーフレット作成
- ④ インターンシップ受入・職場体験

第2章 後期高齢者医療

1 後期高齢者医療制度 (平成 20 年 4 月)

《目 的》

国民の高齢期における適切な医療の確保を図るため、健康診査等の実施に関する措置を講ずるとともに、後期高齢者に対する適切な医療の給付等を行うために必要な制度を設け、もって国民保健の向上及び高齢者の福祉の推進を図る。

《被保険者》

75 歳以上の者及び 65 歳から 74 歳で一定の障害があり、広域連合の認定を受けた者。

《運営主体》

都道府県単位ですべての市町村が加入する広域連合（鹿児島県後期高齢者医療広域連合）

《医療の給付》

現物給付 保険医療機関で受けた入院、外来、訪問看護など

現金給付 一般診療、治療用装具、はり・きゅう、高額療養費など

《自己負担割合及び自己負担限度額》

自己負担 割合	所得区分		外来のみ (個人単位)	入院+外来 (世帯単位)
3 割	現役並み 所得者	課税所得 690 万 円以上(Ⅲ)	252,600 円+ (医療費-842,000 円) × 1 % (140,100 円) ※ 3	
		課税所得 380 万 円以上(Ⅱ)	167,400 円+ (医療費-558,000 円) × 1 % (93,000 円) ※ 3	
		課税所得 145 万 円以上(Ⅰ)	80,100 円+ (医療費-267,000 円) × 1 % (44,400 円) ※ 3	
2 割	一般Ⅱ		18,000 円または 6,000 円 + (医療費 ※ 4 -30,000 円) × 10 % の低い方を適用 (144,000 円) ※ 2	57,600 円 (44,400 円) ※ 1
1 割	一般Ⅰ		18,000 円 (144,000 円) ※ 2	57,600 円 (44,400 円) ※ 1
	低所得者Ⅱ		8,000 円 (144,000 円) ※ 2	24,600 円
	低所得者Ⅰ			15,000 円

※ 1 過去 12 ヶ月間に 3 回以上高額療養費（世帯単位）の支給があった場合の 4 回目以降の限度額

※ 2 年間上限額（8 月から翌年 7 月までが対象）

※ 3 過去 12 ヶ月間に 3 回以上高額療養費の支給があった場合の 4 回目以降の限度額

※ 4 医療費が 30,000 円未満の場合は 30,000 円で計算

《入院時食事代の標準負担額》

		令和6年5月まで	令和6年6月から
所得区分		1食当たり	1食当たり
現役並み所得者、一般		460円 ※2	490円 ※2
低所得者Ⅱ	90日までの入院	210円	230円
	90日を超える入院 ※1	160円	180円
低所得者Ⅰ		100円	110円

※1 長期入院は申請月から過去12か月のうち低所得者Ⅱの認定を受ける入院日数が91日以上の方

※2 国が指定する難病患者等の負担額は令和6年5月までは260円、令和6年6月からは280円

《保険料》

保険料は県内一律で、広域連合が決定し、市町村が徴収する。

保険料（年額）＝均等割額（59,900円）＋所得割額〔（前年の総所得金額等－基礎控除額）×
所得割率※（11.72％）〕

※総所得金額等－基礎控除額が58万円以下の者は10.82％

《保険料の軽減》

一定の所得以下の方は均等割額が軽減される。

《保険料の徴収》

- ① 特別徴収 年金額年額18万円以上の方は年金から原則として天引きされる。
- ② 普通徴収 7月から翌年3月までの9期に分けて納付書又は口座振替で納付する。

2 後期高齢者長寿健診事業 （平成20年4月、国、広域連合、市で費用負担158,143千円、 長寿支援課）

《目 的》

後期高齢者医療制度の被保険者を対象に糖尿病や高血圧性疾患などの生活習慣病等を早期発見するために「長寿健康診査」を行う。

《対象者》

本市の後期高齢者医療制度の被保険者

《実施方法》

- ① 集団健診（市内の小・中学校・公民館等）
- ② 個別健診（市内の医療機関）

3 後期高齢者保健事業 （平成20年度、広域連合、市で費用負担97,437千円、長寿支援課）

(1) はり・きゅう施設利用補助

《目 的》

鹿児島市指定の療院で、はり・きゅうの治療を受ける場合に補助する。

《対象者》

本市の後期高齢者医療制度の被保険者

《補助額》

1回につき1,100円（1年度60回までとし利用券を交付、申請月により回数は異なる。）

(2) 人間ドック、脳ドック利用に対する補助

《目 的》

鹿児島市指定の医療機関で人間ドック、脳ドックを受ける場合に補助する。

《対象者》

本市の後期高齢者医療制度の被保険者(前年度の受診者を除く。)

《補助額》

検査費用の半額(消費税は自己負担。上限2万円)